

適用法令	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法または廃掃法）</u>
法規制 対象物質	イソシアネート類、ポリオール類を含む全ての化学物質を含む産業廃棄物
取扱事業者 の主な義務	<p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として法制化。</p> <p>事業者自ら費用を負担して産業廃棄物を処理する必要（法第11条第1項）があり、運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（産業廃棄物処理基準）に従う必要（法12条第1項）があります。</p> <p>産業廃棄物が運搬されるまでの間、「産業廃棄物保管基準」に従って、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません（法12条第2項）。</p> <p>産業廃棄物の運搬・処分を産業廃棄物業者等に委託する場合、法12条の3に基づき産業廃棄物の引き渡しと同時に所定の事項を記載した「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付する必要があります。</p>